

第一部会 審議資料

資料 1 - 1

(事業名) (仮称) 西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(6) 大 騒 日 電 風 景 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 大気汚染

(年月日) 平成 31 年 1 月 24 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項及び選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P37～P64
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域及び予測地点 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P65～P110
環境保全のための措置		P111
評 価		P112～P117
都民の主な意見	別紙1のとおり	
関係区長の意見	別紙1のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成31年1月10日 (2) 担当委員 森 川 多津子 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙2のとおり)	

都民の主な意見

- ・ 二酸化窒素、浮遊粒子状物質のみを対象としている。
- ・ 電力、都市ガス（炭酸ガス（温室効果ガス））の消費見込み量を示し、ヒートアイランドへの影響を示す必要がある。

関係区長の意見

【新宿区長】

工事施工中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い発生する排出ガス・粉塵等、騒音・振動について、施工計画・施工方法の十分な検討を行い、近隣への影響を極力小さくするよう努められたい。また、工事完了後の大気汚染についても適切に対応されたい。

【渋谷区長】

解体工事にあたっては、建築物等にアスベストが使用されているか十分な調査を行い、アスベストが使用されていた場合には、「大気汚染防止法」および「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等に基づきアスベストの飛散防止に万全な対策を講じてください。

また、周辺住民等からの問い合わせや要望があった場合には誠意をもって対応してください。

項目：大気汚染

意見	意見の取扱いについての事務局案
<p>建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、評価の指標を下回るとしているが、二酸化窒素の最大寄与濃度出現地点では本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底すること。</p>	<p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p>

第一部会 審議資料

資料 1 - 2

(事業名) (仮称) 西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(6) 大 騒 日 電 風 景 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 電波障害

(年月日) 平成 31 年 1 月 24 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項及び選択理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P191～P196
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P197～P200
環境保全のための措置		P201
評 価		P201
都民の主な意見	なし	
関係区長の意見	別紙のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成31年1月8日 (2) 担当委員 小林 一哉 委員 (3) 検討結果 意見なし	

関係区長の意見

【新宿区長】

なし

【渋谷区長】

- 1 工事施工前、施工中及び完了後において電波障害に関する窓口を設け、周辺住民等からの問い合わせや要望があった場合には誠意をもって対応してください。
- 2 電波障害について予測される地域以外においても影響が生じたときは、事業者の責任と負担により速やかに実態を調査し適切な処置を講じてください。
- 3 建築物の外壁や外装について、反射障害が発生しにくい形状、材質としてください。

第一部会 審議資料

資料 1 - 3

(事業名) (仮称) 西新宿三丁目西地区第一種市街地再開発事業

部会審議項目(6) 大 騒 日 電 風 景 (□は終了)

(環境影響評価の項目) 景観

(年月日) 平成 31 年 1 月 24 日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項及び選定理由 (2) 調査地域 (3) 調査方法 (4) 調査結果	P237～P246
予 測	(1) 予測事項 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域及び地点 (4) 予測方法 (5) 予測結果	P247～P265
環境保全のための措置		P266～P267
評 価		P268～P269
都民の主な意見	な し	
関係区長の意見	別紙 1 のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成31年 1 月 7 日 (2) 担当委員 義江 龍一郎 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙 2 のとおり)	

関係区長の意見

【新宿区長】

計画地においては、甲州街道沿道部分について、首都高速 4 号新宿線が近接する地域特性を踏まえ、「新宿区景観まちづくり計画」及び「新宿区景観形成ガイドライン」に基づく、より良好な景観形成がされるよう要望する。

【渋谷区長】

意見なし

項目：景観

意見	意見の取扱いについての事務局案
代表的な眺望地点及び眺望の状況について、高層住宅棟以外にも計画地東側の十二社通り沿いには別棟が建設されることから、可能な限り沿道から計画地内の計画建築物が把握できる地点を追加し、この地点からの眺望の変化の程度について予測・評価すること。	指摘の趣旨を答申案に入れる。